

社会福祉法人圭和会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人圭和会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に規定する金額を上限として報酬及び実費弁償を支払うことができる。但し、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2に規定する金額を上限として支給することができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合には、別表2に規定する金額を上限として報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合には、別表2に規定する金額を上限として報酬及び実費弁償を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合には、別表2に規定する金額を上限として報酬及び実費弁償を支払うことができる。但し、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3に規定する金額を上限として報酬及び旅費を支給することができる。

2 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第7条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4に規定する金額を上限として報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(公 表)

第 8 条 法人は、この規程を役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(その他)

第 10 条 第 3 条及び第 4 条、第 5 条並びに第 6 条の規定にかかわらず、当面の間は無報酬とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別表 1(第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 10,000 円	5,000 円
評議員会出席報酬等	日額 10,000 円	5,000 円

別表 2(第 4 条及び第 5 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬等	月額 500,000 円	—
理事及び評議員報酬等	日額 10,000 円	5,000 円
監事報酬等	日額 10,000 円	5,000 円

別表 3(第 6 条関係)

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	15,000 円	実費相当

別表 4(第 7 条関係)

名 称	報 酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000 円	実費相当